

正誤表

件名:「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	その他	変更後	変更前
1	入札説明書	24	9	(5)	①		提出期間	① 提出期間:令和8年11月9日(月)から令和8年12月4日(金)までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし、提出締切最終日は 12時00分まで とする。	① 提出期間:令和8年11月9日(月)から令和8年12月4日(金)までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし、提出締切最終日は15時00分までとする。
2	事業契約書(案)	22	第3章	第42条	第2項		調査業務計画書及び設備更新施工計画書	2 発注者は、前項に基づき受領した調査業務計画書及び設備更新施工計画書について、その内容が要求水準を満たさない場合又は本事業の目的を達成する上で必要と認める場合には、事業者に対して補正を命じることができる。事業者は、 発注者より補正を命じられた場合 、直ちに当該調査業務計画書及び設備更新施工計画書を修正し、発注者に提出しなければならない。	2 発注者は、前項に基づき受領した調査業務計画書及び設備更新施工計画書について、その内容が要求水準を満たさない場合又は本事業の目的を達成する上で必要と認める場合には、事業者に対して補正を命じることができる。事業者は、補正を受けた場合、直ちに当該調査業務計画書及び設備更新施工計画書を修正し、発注者に提出しなければならない。
3	事業契約書(案)	27	第4章	第53条	第2項		設備維持業務の実施計画	2 発注者は、前項に基づき受領した設備維持業務計画書について、その内容が要求水準を満たさない場合又は本事業の目的を達成する上で必要と認める場合には、事業者に対して補正を命じることができる。事業者は、 発注者より補正を命じられた場合 、直ちに設備維持業務計画書を修正し、発注者に再提出しなければならない。	2 発注者は、前項に基づき受領した設備維持業務計画書について、その内容が要求水準を満たさない場合又は本事業の目的を達成する上で必要と認める場合には、事業者に対して補正を命じることができる。事業者は、補正を受けた場合、直ちに設備維持業務計画書を修正し、発注者に再提出しなければならない。
4	要求水準書	14	第1	34			工事工程クリティカルパスの共有	事業者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、関東地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「事業者」)を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。 ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	事業者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、関東地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「事業者」)を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下のa～eに示すような事業者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。 ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
5	要求水準書	47～91	別紙3				道路照明一覧表	別紙3 道路照明一覧 当該別紙について解像度を調整し、要求水準書についてファイルを更新しました。 (当該別紙の内容に、訂正はありません。)	別紙3 道路照明一覧

6	業績等の監視 及び改善要求措 置要領	12		第7	1	(2)	設備維持業 務に係る提 案等の要求 水準の未達 成による減 額等	設備維持業務に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じて もなお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難 である場合は、当該時点の事業費内訳表等に基づき、当該内容に係る設 備維持費相当額の減額を行い、さらに事業契約書の定めるところによる 違約金の請求を行うことができるものとする。 (該当箇所削除)	設備維持業務に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じて もなお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難 である場合は、当該時点の事業費内訳表等に基づき、当該内容に係る設 備維持費相当額の減額を行い、さらに事業契約書の定めるところによる 違約金の請求を行うことができるものとする。ただし、設備維持業務の開 始後の場合は、当該未達成による次の第7 2に定める減額措置を免除 することができるものとする。
7	見積参考資料							添付11「見積参考資料」 当該資料について解像度を調整し、ファイルを更新および分割しました。	添付11「見積参考資料」
8	参考図面							参考図面 参考図面として、設備更新業務の材料費として計上している変換アダプ ターの形状・材質・表面処理等の仕様が確認できる図面を追加しました。	参考図面